

○国立大学法人埼玉大学大学院文化科学研究科規程

〔平成16年4月1日〕
規則第44号

改正	平成17. 3. 28	16規則233	平成18. 4. 1	18規則94
	平成19. 4. 1	19規則60	平成20. 4. 1	20規則40
	平成21. 4. 1	21規則24	平成22. 4. 1	22規則33
	平成23. 3. 4	22規則85	平成24. 3. 5	23規則23
	平成25. 3. 5	24規則83	平成26. 3. 5	25規則66
	平成28. 9. 29	28規則9	平成31. 3. 7	30規則35

(趣旨)

第1条 本学大学院文化科学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(課程)

第2条 研究科は、修士課程と博士後期課程とし、各課程に置く専攻は、次のとおりとする。

課程専攻名

修士課程

文化構造研究専攻

日本・アジア研究専攻

文化環境研究専攻

博士後期課程

日本・アジア文化研究専攻

(教育研究上の目的)

第3条 修士課程各専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 文化構造研究専攻は、人文学の各専門領域に根ざした深く幅の広い学識を養う教育研究を通して、文化と社会の諸側面を適切に考察する能力を備えた人材を育成する。
- (2) 日本・アジア研究専攻は、日本・アジアに関わる人文学諸研究分野（日本語教育を含む。）の教育研究を通して、日本・アジアの文化、歴史、国際交流活動に深い見識と洞察力を備え、社会で活躍できる人材を育成する。
- (3) 文化環境研究専攻は、文化の活用にかかわる人文学諸研究分野の教育研究を通して、高度な文化環境の構築に貢献できる知識と技術を身につけ、その力を社会で発揮できる人材を育成する。

2 博士後期課程日本・アジア文化研究専攻の教育研究上の目的は、修士課程における人文学（社会科学を含む。）の教育研究の中の特定分野を発展的に展開し、幅広い学識を涵養しつつ、文化の諸相についての専門的研究能力を高めることを

通して、文化行政・文化界・教育界等の専門の職業において、高度な研究能力を發揮し活用できる人材を育成することとする。

(指導教員)

第4条 学生の専攻分野の研究を指導するために、指導教員を置く。

2 修士課程の学生の指導教員は、主指導教員のみとし、研究指導上で必要であると認めるときは、副指導教員を置くことができる。

3 博士後期課程の学生の指導教員は、主指導教員1名、副指導教員2名とする。

(授業科目及び単位数)

第5条 各専攻の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第6条 修了に必要な単位数は、別表に定める履修方法に基づき、修士課程においては30単位以上、博士後期課程においては15単位以上を修得しなければならない。

2 修士課程において、教育方法の特例を適用する者については、特例による授業時間帯に開講される授業科目を履修するほか、指導教員が必要と認める範囲で昼間に開講する授業科目を履修するものとする。

3 修士課程において、教育方法の特例を適用する者以外の学生で指導教員が必要と認めたものについては、特例による授業時間帯に開講される授業科目を履修し、課程修了に必要な単位に含めることができる。

4 研究科長は、修士課程において、指導教員が研究上有益と認めるときは、当該事項を担当する委員会等の審査を経て、研究科以外の授業科目を修了に必要な単位として替えることができる。

5 博士後期課程において、授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上必要と認めた場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行う等の適切な方法により行うことができるものとする。

(修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、大学院学則第31条第1項ただし書きの規定により修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限とする。

第7条の2 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、大学院学則第31条第3項ただし書きの規定により修業年限を短縮された者にあつては、当該短縮された修業年限とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の3 大学院学則第28条の2の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を希望する者があるときは、その履修を認めることができる。

(履修の届出及び承認)

第 8 条 学生は、毎学期指定する期間内に、その学期に履修しようとする授業科目及び単位数を、指導教員の承認を得て研究科長に届け出なければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 8 条の 2 大学院学則第 27 条の規定に基づき、入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定に基づき、願い出があったときは、当該事項を担当する委員会等の審査を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位とすることができる。

3 前項の規定により認定できる単位数は、修士課程においては 10 単位、博士後期課程においては 4 単位までとする。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

第 8 条の 3 大学院学則第 25 条の規定に基づき、他大学の大学院との協議に基づき履修した単位等の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定に基づき、願い出があったときは、当該事項を担当する委員会等の審査を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位とすることができる。

3 前項の規定により認定できる単位数は、修士課程においては 10 単位、博士後期課程においては 4 単位までとする。

(外国の大学の大学院における授業科目の履修)

第 8 条の 4 大学院学則第 35 条の規定に基づき、外国の大学の大学院への留学により履修した単位等の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定に基づき、願い出があったときは、当該事項を担当する委員会等の審査を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位とすることができる。

3 前項の規定により認定できる単位数は、修士課程においては 10 単位、博士後期課程においては 4 単位までとする。

(他大学の大学院等における履修単位の取扱い)

第 8 条の 5 第 8 条の 2、第 8 条の 3 及び第 8 条の 4 の規定により履修した授業科目の単位については、大学院学則第 28 条の規定に基づき、修士課程においては合わせて 20 単位、博士後期課程においては合わせて 8 単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(遠隔授業の実施)

第 8 条の 6 博士後期課程における授業は、大学院学則第 23 条第 2 項の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等の以外の場所

で履修させることができる。

(教育職員免許状)

第9条 修士課程において、教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、次に掲げる所要資格を有し、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

(1) 中学校教諭専修免許状にあっては、当該免許教科に係る中学校教諭1種免許状授与の所要資格を有すること。

(2) 高等学校教諭専修免許状にあっては、当該免許教科に係る高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有すること。

2 前項の教員の免許状授与の所要資格を取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

専攻	免許状の種類（教科）
文化構造研究専攻	中学校教諭専修免許状（社会・英語） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史・公民・英語）
日本・アジア研究専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語）

(試験)

第10条 試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告書によって行い、その合否は当該教員が決定する。

2 前項に関し、授業担当教員に事故あるときは、研究科委員会が定めた他の教員がこれを行う。

(追試験)

第11条 学生が病気その他やむを得ない事由により受験できないときは、診断書その他証明書類を添付のうえ、研究科長に追試験を願い出ることができる。

(成績の評価)

第12条 試験の成績は、100点を満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。

(単位の授与)

第13条 第10条及び第11条に定める試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学位論文等の提出)

第14条 修士課程の学生は、学位論文又は特定の課題についての研究（以下「特定課題研究」という。）の成果を指定した期日までに指導教員の承認を得

て研究科長に提出しなければならない。

第14条の2 博士後期課程の学生は、指定した期日までに、学位論文を指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。

(最終試験)

第15条 修士課程及び博士後期課程の最終試験は、研究科を修了するに必要な単位を修得し、かつ、学位論文又は特定課題研究の成果の審査が終了した者について、学位論文に関連する科目の中から、修士課程においては筆記又は口述試験、博士後期課程においては筆記及び口述試験により、学位論文等の審査委員会が行う。

(合否の判定)

第16条 学位論文又は特定課題研究の成果並びに最終試験の合否の判定は、学位論文等審査委員会の報告に基づいて研究科委員会が行う。

第17条 学位論文又は特定課題研究の成果の審査並びに最終試験に合格しなかった者に対しては、研究科委員会が特に必要と認めた場合に限り、改めて論文等の審査並びに最終試験を行うことがある。

2 前項の学位論文の審査及び最終試験には、第14条、第14条の2及び第15条の規定を準用する。

第17条の2 博士学位論文の審査並びに最終試験に合格しなかった者に対しては、博士後期課程分科会が特に必要と認めた場合に限り、改めて論文等の審査並びに最終試験を行うことがある。

2 前項の学位論文等の審査及び最終試験には、第14条の2及び第15条の規定を準用する。

(研究科の事務)

第18条 文化科学研究科の事務は、学務部大学院人文社会科学研究科支援室において処理する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

2 この規程の施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成17. 3. 28 16規則232)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

2 この規程の施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則94)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程の施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第7条の2の長期にわたる教育課程の履修について、修士課程は、平成17年度入学者から、博士後期課程は平成16年度入学者から適用する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則60）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程の施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20. 4. 1 20規則40）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程の施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21. 4. 1 21規則24）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程の施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22. 4. 1 22規則33）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程の施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23. 3. 4 23規則85）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 3 この規程の施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24. 3. 5 23規則23）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例

による。

附 則（平成25. 3. 5 24規則83）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26. 3. 5 25規則66）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28. 9. 29 28規則9）

この規程は、平成28年9月29日から施行し、平成28年9月15日から適用する。

附 則（平成31. 3. 7 30規則35）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

修士課程

専攻	区分	科目の種類	授業科目名	必修・選択必修の別		備考			
				必修	選択必修	プログラム	履修方法		
文化構造研究専攻	共通科目	研究支援科目	English Skills I		2		1. 必修科目(特別研究)4単位及び選択必修科目(共通科目・専門基礎科目の中から4単位、専門科目6単位)を含め30単位以上を履修し、最終試験に合格すること。 2. 選択必修科目10単位のうち、専門基礎科目は他専攻に開講される科目からも履修できるが、専門科目は所属する専攻に開講される科目を履修すること。 3. 共通科目・専門基礎科目は、すべて重複履修不可とする。 4. 専門科目は重複履修することができる。 5. 留学生向け科目は留学生のみ履修することができる。		
			English Skills II		2				
			統計学基礎		2				
			異文化コミュニケーションワークショップ		2	②a			
		インターンシップ科目	ミュージアム・インターンシップ I		2			④⑤	
			ミュージアム・インターンシップ II		4			④⑤	
			シアター・インターンシップ		2			④	
			埋蔵文化財インターンシップ		4			⑤	
			国際協力インターンシップ		4			③	
			特別インターンシップ I		1				
			特別インターンシップ I		2			②b	
		留学生向け科目	日本語運用演習 I		2	隔年			
			日本語運用演習 II		2	隔年			
		専門基礎科目		哲学研究基礎 I		2		隔年	
	哲学研究基礎 II				2	隔年			
	論理学研究基礎				2	隔年			
	言語学研究法				2	隔年	②		
	文学作品研究基礎				2	隔年			
	文学理論研究法				2	隔年			
	日本史研究基礎 I				2	隔年			
	日本史研究基礎 II				2	隔年			
	西洋史研究基礎 I				2	隔年			
	西洋史研究基礎 II				2	隔年			
	応用社会統計学				2	隔年			
	計算モデリング				2	隔年			
	専門科目			人間文化科目	人間論 I		2		
					人間論 II		2		
		思想史 I			2				
		思想史 II			2				
		現代哲学 I			2				
		現代哲学 II			2				
		言語学			2	隔年	②a		
文学理論 I			2		隔年				
文学理論 II			2		隔年				
編集文献学 I			2						
編集文献学 II			2						
歴史記述論 I			2		隔年				
歴史記述論 II			2		隔年				
日本社会史 I			2			①			
日本社会史 II			2		隔年	①			
日本近世史 I			2			①			
日本近世史 II			2		隔年	①			
日本近代史 I			2			①			
日本近代史 II			2			①			
アジア近現代史 I			2			①②a			
アジア近現代史 II			2			①②a			
余暇社会史 I			2			④			
余暇社会史 II			2		隔年	④			

	異文化間教育論		2		①②	
国際・現代社会 科目	社会心理学Ⅰ		2	隔年		
	社会心理学Ⅱ		2	隔年		
	国際政治学Ⅰ		2		③	
	国際政治学Ⅱ		2		③	
	国際法学Ⅰ		2			
	国際法学Ⅱ		2			
	国際経済学Ⅰ		2			
	国際経済学Ⅱ		2			
	Economics of Development and Public IssuesⅠ		2			
	Economics of Development and Public IssuesⅡ		2			
ヨーロッパ・アメ リカ地域文化科 目	ヨーロッパ文化構造論Ⅰ		2			
	ヨーロッパ文化構造論Ⅱ		2			
	ヨーロッパ社会史Ⅰ		2	隔年		
	ヨーロッパ社会史Ⅱ		2	隔年		
	比較文化論Ⅰ		2			
	比較文化論Ⅱ		2			
	スラブ文化論Ⅰ		2	隔年		
	スラブ文化論Ⅱ		2	隔年		
	アメリカ文化論Ⅰ		2	隔年		
	アメリカ文化論Ⅱ		2	隔年		
	英語学Ⅰ		2	隔年		
	英語学Ⅱ		2	隔年		
	イギリス文学Ⅰ		2	隔年		
	イギリス文学Ⅱ		2	隔年		
	イギリス文学Ⅲ		2	隔年		
	イギリス文学Ⅳ		2	隔年		
	言語習得論Ⅰ		2			
	言語習得論Ⅱ		2			
	ドイツ文学Ⅰ		2			
	ドイツ文学Ⅱ		2	隔年		
	フランス文化論Ⅰ		2			
	フランス文化論Ⅱ		2			
	ロシア文学Ⅰ		2	隔年		
	ロシア文学Ⅱ		2	隔年		
	アメリカ文学Ⅰ		2	隔年		
	アメリカ文学Ⅱ		2	隔年		
	特別研究	特別研究Ⅰ	1			
		特別研究Ⅱ	1			
特別研究Ⅲ		1				
特別研究Ⅳ		1				

専攻	区分	科目の種類	授業科目名	必修・選択必修の別		備考		
				必修	選択必修	プログラム	履修方法	
日本・アジア	共通科目	研究支援科目	English Skills I		2		1. 必修科目(特別研究)4単位及び選択必修科目(共通科目・専門基礎科目の中から4単位、専門科目6単位)を含め30単位以上を履修し、最終試験に合格 2. 選択必修科目10単位のうち、専門基礎科目は他専攻に開講される科目からも履修できるが、専門科目は所属する専攻に開講される科目を履修すること。 3. 共通科目・専門基礎科目は、すべて重複履修不可とする。 4. 専門科目は重複履修することができる。 5. 留学生向け科目は留学生のみ履修することができる。	
			English Skills II		2			
			統計学基礎		2			
			異文化コミュニケーションワークショップ		2	②a		
		インターンシップ科目	ミュージアム・インターンシップ I		2			④⑤
			ミュージアム・インターンシップ II		4			④⑤
			シアターインターンシップ		2			④
			埋蔵文化財インターンシップ		4			⑤
			国際協力インターンシップ		4			③
			特別インターンシップ I		1			
	特別インターンシップ II			2		②b		
	留学生向け科目		日本語運用演習 I		2	隔年		
		日本語運用演習 II		2	隔年			
	専門基礎科目		東アジア思想研究基礎		2			
			日中文化交流史研究基礎		2	隔年		
			アジア現代文化論研究基礎		2	隔年		
			日本古典文学研究法		2	隔年		
			日本近現代文学研究法		2	隔年		
	専門科目	日本文化科目	比較文学 I		2		①	
			比較文学 II		2		①	
			日本古典籍学 I		2	隔年		
			日本古典籍学 II		2	隔年		
			日本古典籍調査法 I		2	隔年		
			日本古典籍調査法 II		2	隔年		
			日本近現代文学 I		2		①	
			日本近現代文学 II		2		①	
			日本近代文学資料の探索と処理		2		①	
			日本文学 I		2	隔年	①②a	
			日本文学 II		2	隔年	①②a	
			日本語学 I		2		②a	
			日本語学 II		2		②a	
			日本語語用論 I		2		②a	
日本語語用論 II				2		②a		
日本語教育科目		日本語音声・音韻論		2		②a		
		日本語文法論 I		2		②a		
		日本語文法論 II		2		②a		
		日本語教育学 I		2		②a		
		日本語教育学 II		2		②a		
		日本語教育演習 I		2		②a		
		日本語教育演習 II		2		②a		
		日本語教育と言語政策 I		2		②a		
		日本語教育と言語政策 II		2		②a		
		アジア文化科目	日中文化交流史 I		2	隔年	①	
日中文化交流史 II				2	隔年	①		
日韓文化交流史 I				2		①		
日韓文化交流史 II				2		①		
アジア現代文化論 I				2		①④		

		アジア現代文化論Ⅱ		2	隔年	①④
		国際日本・アジア文化研究		2		
特別研究		特別研究Ⅰ	1			
		特別研究Ⅱ	1			
		特別研究Ⅲ	1			
		特別研究Ⅳ	1			

専攻	区分	科目の種類	授業科目名	必修・選択必修の別		備考			
				必修	選択必修	プログラム	履修方法		
文化環境研究	共通科目	研究支援科目	English Skills I		2		1. 必修科目(特別研究)4単位及び選択必修科目(共通科目・専門基礎科目の中から4単位、専門科目6単位)を含め30単位以上を履修し、最終試験に合格すること。 2. 選択必修科目10単位のうち、専門基礎科目は他専攻に開講される科目からも履修できるが、専門科目は所属する専攻に開講される科目を履修すること。 3. 共通科目・専門基礎科目は、すべて重複履修不可とする。 4. 専門科目は重複履修することができる。 5. 留学生向け科目は留学生のみ履修することができる。		
			English Skills II		2				
			統計学基礎		2				
			異文化コミュニケーションワークショップ		2	②a			
		インターンシップ科目	ミュージアム・インターンシップ I		2			④⑤	
			ミュージアム・インターンシップ I		4			④⑤	
			シアター・インターンシップ		2			④	
			埋蔵文化財インターンシップ		4			⑤	
			国際協力インターンシップ		4			③	
			特別インターンシップ I		1				
	特別インターンシップ II			2		②b			
	留学生向け科目		日本語運用演習 I		2	隔年			
		日本語運用演習 II		2	隔年				
	専攻	専門基礎科目		アートマネジメント		2		④⑤	
				地域振興論		2			
				まちづくり研究基礎		2	隔年	③④	
				社会人類学研究基礎 I		2	隔年	③⑤	
				社会人類学研究基礎 II		2	隔年	③⑤	
				文化人類学研究基礎 I		2	隔年	③⑤	
				文化人類学研究基礎 II		2	隔年	③⑤	
				考古学研究基礎 I		2	隔年	⑤	
				考古学研究基礎 II		3	隔年	⑤	
				地理情報システム研究基礎		2		③⑤	
		情報メディア研究法		2	隔年				
		専門科目	実習・プロジェクト科目		埋蔵文化財調査実習		2		④⑤
					システム構築運用法		2	隔年	
開発調査法 I						2		③	
開発調査法 II						2		③	
国際協力研究 I						4		③	
国際協力研究 II						2		③	
国際協力研究 III						2		③	
国際協力研究 IV						2		③	
公共文化環境科目					デザイン史 I		2		④
					デザイン史 II		2		④
					比較芸術思想史 I		2		④
					比較芸術思想史 II		2		④
					文化人類学 I		2	隔年	⑤
					文化人類学 II		2	隔年	⑤
					地域環境論		2		③
	社会人類学 I					2	隔年	③	
社会人類学 II		2	隔年	③					
芸術文化デザイン論 I		2		④					
芸術文化デザイン論 II		2		④					
ミュージアム・エデュケーション		2	隔年	④⑤					
埋蔵文化財調査論 I		2	隔年	⑤					
埋蔵文化財調査論 II		2		⑤					
文化環境デザイン論 I		2	隔年	⑤					

	文化環境デザイン論Ⅱ		2	隔年	⑤
	まちづくり応用演習Ⅰ		2	隔年	③
	まちづくり応用演習Ⅱ		2	隔年	③
	ランドスケープ論		2		
	Contemporary Art & Media in the Asian-Pacific RegionⅠ		2		①④
	Contemporary Art & Media in the Asian-Pacific RegionⅡ		2		①④
情報メディア環境科目	エスノメソドロジーⅠ		2		
	エスノメソドロジーⅡ		2		
	メディアコミュニケーション論Ⅰ		2		
	メディアコミュニケーション論Ⅱ		2		
	情報システムデザイン論Ⅰ		2		
	情報システムデザイン論Ⅱ		2	隔年	
	情報ネットワークデザイン論		2		
	メディア戦略論Ⅰ		2		
	メディア戦略論Ⅱ		2		
	特別研究	特別研究Ⅰ	1		
特別研究Ⅱ		1			
特別研究Ⅲ		1			
特別研究Ⅳ		1			

博士後期課程

専攻	区分	科目の種類	授業科目名	必修・選択の別			履修方法		
				必修	選択必修	自由			
日本・アジア文化研究専攻	総合演習科目		言語文化研究総合演習		2		必修科目 特別研究 3単位		
			歴史哲学文化研究総合演習		2				
			社会文化環境研究総合演習		2			選択必修科目	
	研究支援科目		言語文化研究方法論		2		総合演習科目2単位、研究支援科目・特殊研究科目・国際共同研究科目8単位		
			歴史哲学文化研究方法論		2				
			社会文化環境研究方法論		2				
	特殊研究科目	言語文化研究系科目	日本語研究特論		2		上記の13単位を含め15単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。		
			日本語教育研究特論		2				
			理論言語学研究特論		2				
			日本近現代文学研究特論		2				
			中国古典文学研究特論		2				
			中国近現代文学研究特論		2				
			中国現代文化研究特論		2				
			編集文献学研究特論		2				
			歴史哲学文化研究系科目	日本思想研究特論		2			総合演習科目・研究支援科目及び特別研究Ⅰ・Ⅱは重複履修不可とする。
				日本政治思想史研究特論		2			
				日本歴史学研究特論(近世)		2			
				日本歴史学研究特論(近代)		2			
		東アジア思想研究特論			2				
		東アジア考古学研究特論			2				
		社会文化環境研究系科目	現代社会学研究特論		2				
			地域文化環境研究特論		2				
			地域文化政策研究特論		2				
			環境人類学研究特論		2				
			アートマネジメント研究特論		2				
			文化資源学研究特論		2				
		国際共同研究科目	国際共同研究科目	国際日本・アジア文化研究特論		2			
	特別研究	博士論文指導科目	特別研究Ⅰ		1				
			特別研究Ⅱ		1				
			特別研究Ⅲ		1				